# ●電子申請による免許申請について●

平成20年2月より、免許証の電子申請はe-Gov(電子政府の総合窓口)電子申請システムを利用 して行っていただくことになりました。

※ 電子申請の留意点や方法などについてはe-Govホームページでご確認下さい。
(URL: http://www.e-gov.go.jp/index.html)

## I 事前準備(初めての方のみ)

- ① 電子署名の電子証明書を取得して下さい。
- ② 動作環境を確認し、パソコンの設定を行って下さい。
- ③ 安全な通信を行うための証明書の入手と設定を行って下さい。
- ※ 詳しくはe-Govホームページ上にある「e-Gov電子申請システムを初めてご利用される方」 のページを参照下さい。

(URL: http://shinsei.e-gov.go.jp/menu/beginner.html)

### Ⅱ 申請書の作成

※ 作成方法については、e-Govホームページ上にある「《利用方法》新規申請」のページを参 照下さい。

(URL: https://shinsei.e-gov.go.jp/Shinsei/manual/help11.html)

## Ⅲ 電子納付(前納)

免許証申請の手続については、手数料(各種免許申請につき1,450円)を納付する必要があり ます。<u>手数料を納付した後の返還・流用は認められませんのでくれぐれもご注意下さい。</u>手数料 等に疑義がある場合は、事前に都道府県労働局にお問い合わせ下さい。

※ 納付方法については、e-Govホームページ上にある「e-Gov電子申請システムのご利用方法」 のページを参照下さい。

(URL: http://shinsei.e-gov.go.jp/menu/prepare/use.html)

#### Ⅳ 添付書類の提出

添付書類(15、16ページ参照)については、郵送により提出して下さい。なお、郵送するに当たっては、e-Gov電子申請システムの添付書類の情報を入力する画面の「別送」を選択していただくとともに、郵送時にe-Gov電子申請システムの状況照会用画面のコメント通知を印刷して同封して下さい。

また、封筒には赤字で「電子申請」と記載してください。

なお、写真を電子データで送信しなかった場合は、写真(横24mm×縦30mm)1枚を提出して下さい。

#### V 申請後の処理

申請後、申請した手続の処理状況を確認することができます。

※ 詳しくはe-Govホームページ上にある「《利用方法》処理照会」のページを参照下さい。 (URL:https://shinsei.e-gov.go.jp/Shinsei/manual/help41.html)